

接続機器レンタル規約

株式会社にんじんネット

第1条（規約の適用）

- 1、本規約は株式会社にんじんネットが提供するブロードバンドサービスを利用することを目的として接続機器のレンタルを受ける会員に適用されるものとします。
- 2、接続機器を会員にレンタルするにあたり、本規約に定めのない事項については、会員が利用する各ブロードバンドサービスについて当社が定めるサービス規約が準用されるものとします。
- 3、当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件を別途定めることがあります。
- 4、当社は当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合、会員は変更後の規約に従うものとします。

第2条（接続機器のレンタル）

- 1、当社は、当社が提供するブロードバンドサービスを利用する会員に対し接続機器をレンタルします。
- 2、会員にレンタルする接続機器は、当社が選択・決定するものとします。

第3条（申込）

- 1、レンタル契約の申し込みは予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。

第4条（レンタル期間）

- 1、レンタル期間は、接続機器を会員の使用場所に搬入・据付けた日をレンタル開始日とし、会員から返還を受けた日をレンタル終了日とする。
- 2、この契約書に定める場合を除き、レンタル終了の日まで契約を解除し、または契約を終了させることができません。

第5条（レンタル料金）

- 1、接続機器のレンタル料金は当社の定めるレンタル料金表に従い会員は月額レンタル料を支払うものとします。
- 2、レンタル料金は原則として1ヶ月単位とし、レンタル期間に1ヶ月に満たない端数がある場合も一月と計算し、日割り計算はしないものとします。

第6条（支払方法等）

- 1、当社は、前条に定めるレンタル料金、次項に定める延滞利息の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。
- 2、会員は、レンタル料金等、この契約書に基づく金銭の支払を怠ったとき、支払うべき金額に対し支払い期日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%の割合（1年に満たない端数期間については、1年を365日として日割り計算による）による延滞損害金を乙に支払うものとします。

第7条（会員の義務）

- 1、会員は善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分
 - (2) 接続機器の分解、解析、改造、改変等
 - (3) 接続機器の損壊、破棄、紛失、滅失等
 - (4) 接続機器の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）
 - (5) 契約外の不正使用

(6) 接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為

(7) 接続機器の日本国外持ち出し

2、前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は、別途定める「違約金」または「修理交換費」を当社の定める方法により支払うものとします。

第8条（故障等）

1、会員にレンタルされた接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該接続機器を正常な接続機器を取り替えます。なお、接続機器の故障、破損等が会員の責めに帰すべき事由によるときは、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。

2、接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。

3、接続機器の故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。

第9条（レンタル契約終了に伴う返還）

1、本規約に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合、会員は接続機器を当社に返還するものとします。返還に要する費用は会員の負担とします。

2、事由の如何を問わず接続機器のレンタル契約が終了した日から14日以内に接続機器が当社に返還されなかった場合、会員は別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。

第10条（その他）

その他契約の定めがない場合は誠意をもって解決します。紛争が生じた場合は貸主の所在地を管轄する裁判所を以て、管轄裁判所とすることに合意する。